

登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市立小学校及び登別市立中学校に在学し、交通機関を利用して通学する児童及び生徒の通学費（要保護児童及び生徒に係る通学費を除く。）を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自宅から学校までの通学距離が小学校で2km、中学校で3kmを超え、且つ正規の交通機関を利用して通学する児童及び生徒
- (2) 教育委員会が特に認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、児童及び生徒が正規の交通機関を利用して通学するために要した交通費全額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付申請書（別記様式第1号）及び購入した定期券の写しを補助対象期間のうち、次の各号に掲げる期間（以下「交付対象期間」とする。）ごとに、交付対象期間の最終月の翌月10日までに登別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、第4号に掲げる交付対象期間については、3月末日までに申請しなければならない。

- (1) 4月分から6月分まで
- (2) 7月分から9月分まで
- (3) 10月分から12月分まで
- (4) 1月分から3月分まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる生徒が属する世帯の申請者は、購入した定期券に記載されている利用期間の初日の属する月の翌月10日までに提出しなければならない。ただし、利用期間の初日の属する月が3月の場合は、3月末日までに申請しなければならない。

- (1) 登別中学校に通学する生徒のうち、登別温泉町、上登別町及びカルルス町から通学するもの
- (2) 登別中学校に通学する生徒のうち、中登別町の一部の地区から通学するもの

(補助金の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により補助金の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないとしたときは登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金請求書（別記様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の請求書を受けた教育委員会は、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 通学費の補助に関し、必要な書類及び支給方法については、要保護及び準要保護児童、生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について（昭和39年文初財第21号）に基づき行うものとし、その他必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年度 登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付申請書

学校名 _____

（小 学 生）

児童氏名	利用期間	利用区間	通学距離	定期代
	～	～		
	～	～		
	～	～		

（中 学 生）

生徒氏名	利用期間	利用区間	通学距離	定期代
	～	～		
	～	～		
	～	～		

（補助対象金額）

_____ 円

上記のとおり、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱に基づき申請します。

年 月 日

登別市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付決定通知書

住所
氏名 様

登別市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のありました登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金について、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

別記様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金不交付決定通知書

住所
氏名 様

登別市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のありました登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金について、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

補助金不交付の理由

別記様式第4号（第6条関係）

登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金請求書

年 月 日

登別市教育委員会教育長 様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金について、登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関	振込先	金融機関名 支店名	銀行・信用金庫・組合 支店
		口座番号	普通・当座 番号：
		口座名義 (カタカナで記入)	